

中津川市未来技術地域実装協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中津川市未来技術地域実装協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、内閣府において採択された「超高速交通網との接続にむけた自動運転ネットワークの導入と地域拠点整備による新たな人の流れ創出事業」に関し、社会実装に向けて、多様な観点から必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 中津川市における自動運転技術の導入及びその技術を用いた運行の運営
- (2) 地域資源の発信等を行う拠点の設置及び運営
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 委員の追加又は変更は、協議会の承認を得るものとする。
- 3 委員の任期は、令和8年3月31日までの間とする。

(座長)

第5条 協議会には座長を置き、座長は有識者から選出するものとする。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議の進行は、座長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 やむを得ない事情により会議に出席できない委員は、代理者を出席させることができる。ただし、有識者の委員においては、この限りでない。
- 5 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し協議会への出席及び意見を求めることができる。
- 6 委員は、会議に説明のための補助者を同席させることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務を行わせるため、事務局を中津川市次世代交通研究室に置くものとする。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な事項についてはこの限りでない。

附 則

この規約は、令和4年1月25日より施行する